

岩手県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営古城地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
奥州市前沢区古城字境田	17番2	田	田	1,722	508.80
奥州市前沢区古城字四反田	57番	〃	〃	2,281	162
奥州市前沢区白山字松ヶ林	8番2	〃	〃	1,823	430